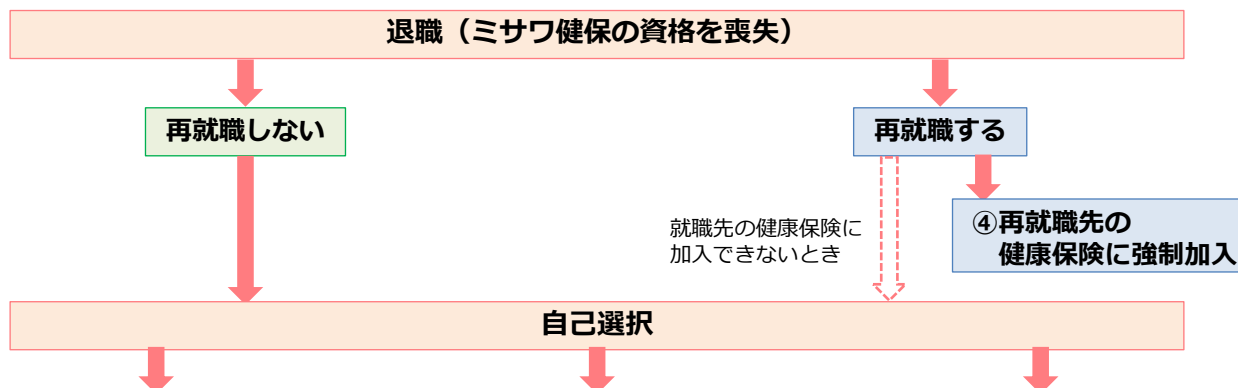


退職後に加入する医療保険

退職後、再就職先での強制加入（下図④）以外は、ご自身で健康保険を選択して手続きすることになります。それぞれの健康保険には納める保険料や給付内容などの違いがあります。加入前によく理解し、ご自身に合う制度をお選びください。

自分にあった健康保険を見つけよう



	①市区町村の国民健康保険に加入	②ミサワ健保の任意継続被保険者として加入	③家族の被扶養者になる
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後14日以内に申請 	<ul style="list-style-type: none"> 退職日まで継続して2ヶ月以上ミサワ健保の被保険者であった 資格喪失後20日以内に申請 加入期間は最長2年 	年収 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満…150万円未満 60歳未満…130万円未満 60歳以上…180万円未満 ※基本的な加入条件
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 前年所得に応じて決定されるため、退職した翌年から安くなる場合が多い 特別な事情（災害・病気・解雇等）がある場合、減免制度がある 口座振替、コンビニエンスストア納付等支払方法が柔軟 扶養者も徴収の対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> 退職時の月額で決定し、見直しは料率変更時のみのため安くない 在職中の保険料の約2倍 振込手数料の負担がある 被扶養者は徴収の対象とならない 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者は徴収の対象とならない
補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ②③に比べ、独自の制度が少ない（付加給付制度[*1]なし） 	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付制度[*1]あり 健康診断補助金、常備薬斡旋等あり 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の制度はあるが、組合により内容に差がある
問合せ先	お住まいの市区町村役場	会社の人事担当者orミサワ健保	家族が加入している健康保険

[*1]付加給付制度：医療費の一部負担還元金や出産育児一時金付加金など組合の財政に応じた独自の制度

[本件に関するお問合せ先]
 ミサワホーム健康保険組合
 保険チーム：適用担当
 電話番号：03-3349-8359